

令和4年度 施設管理運営事業評価票

1 評価対象施設

公の施設の名称		宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)			
所在地		宝塚市武庫川町6番12号			
指定管理者	団体名	公益財団法人宝塚市文化財団	指定期間	開始日	平成31年4月1日
	所在地	宝塚市栄町2丁目1番1号		終了日	令和6年3月31日
選定方法		非公募	評価実施年	指定期間5年のうち3年目	
施設設置目的		宝塚音楽学校旧校舎を歴史的建造物として保存し、宝塚歌劇が生み出した文化を礎とする舞台芸術を中心とした新たな文化活動の振興並びに新たな魅力づくりによる集客及び交流を図るため、宝塚市立宝塚文化創造館(宝塚音楽学校旧校舎)を設置する。			
主な実施事業		(1) 舞台芸術を中心とした文化活動の公演の開催に関すること。 (2) 舞台芸術を中心とした文化活動に関する講演会、研修会等の開催に関すること。 (3) 舞台芸術を中心とした文化活動のため、施設をその利用に供すること。 (4) 舞台芸術を中心とした文化活動に携わる人材の育成に関すること。 (5) 宝塚歌劇が生み出した文化及び宝塚音楽学校の歴史に関する情報の提供に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業			

2 利用状況(目標と実績)

成果指標	単位	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績	目標	実績
a 利用件数	件	1,150	1,385	1,200	1,261	1,200	943	1,200	1,235
b 稼働率	%	—	57	—	50	—	45	—	52
c 事業参加者数	人	—	2,749	—	2,247	—	1,731	—	4,276
d 展示室来館者	人	10,000	7,722	10,000	7,416	10,000	4,417	8,000	6,679
e									

3 指定管理業務にかかる収支状況

(単位:千円)

区分		平成30年度決算	令和元年度決算	令和2年度決算	令和3年度決算
収入計	A	41,773	40,962	38,592	40,904
指定管理料		22,144	23,028	23,417	23,371
利用料収入	C	18,167	15,758	9,723	14,221
自主事業収入		0	0	0	0
受取補助金等		0	0	0	331
その他		1,462	2,176	5,452	2,981
支出計	B	38,505	37,589	38,592	40,904
指定事業費		38,505	37,589	38,592	40,904
内、人件費	D	13,368	13,840	17,709	16,763
内、再委託料	E	13,462	13,885	13,021	14,214
自主事業費		0	0	0	0
事業収支	A-B	3,268	3,373	0	0
利用率金比率	C/A	43.5 %	38.5 %	25.2 %	34.8 %
人件費率	D/B	34.7 %	36.8 %	45.9 %	41.0 %
再委託費比率	E/B	35.0 %	36.9 %	33.7 %	34.7 %

・「支出」欄「指定事業費」は、代表的な内訳を取り上げているため合計額とはならない。

・着色セルは、自動計算としている。

・事業費は、前年度以前の決算を記載する。

補足説明	決算については、消費税の会計処理は税抜方式を採用 新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和4年4月22日～24日、5月12日～10月21日は開館時間を短縮、4月25日～5月11日は臨時休館とした。 令和3年度指定管理料のうち、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休館等による損失補填額618千円(税抜)。
------	--

評価項目	評価基準	自己評価	所管評価	
①サービスの履行の確認	人員体制	事業計画に即し、人員を過不足なく配置している。 必要な資格、経験を有する人員が確保されている。	A A	A A
	外部委託	事業計画に即し、計画的に研修等を実施している。 外部委託の内容は、事前に市の承認を受けており適切である。 外部委託業者に対して協定書等を遵守させている。	A A A	A A A
	法令遵守等	法令、条例等に基づき、必要な点検、報告等を行っている。	A	A
	個人情報保護	個人情報保護に関する法令等を遵守している。 個人情報の漏洩、滅失等の事故防止対策を講じている。	A A	A A
	情報公開	情報公開に関する法令等に準じた運用を行っている。 協定書に従い、情報を適切に管理し、公表している。	A A	A A
	管理記録	業務日誌等を適切に整備、保管している。 点検、修繕等の履歴が適切に記録、保管されている。	A A	A A
	連絡調整	協定書等に従い、各種報告書を市に提出している。 市、関係団体等との連絡調整を適切に行っている。	A A	A A
	緊急対応	事故、災害等の緊急時の連絡体制が整備されている。 緊急時のマニュアルが整備され、定期的に訓練を行っている。 緊急時又は危険予測時、直ちに措置を講じ、市に報告を行った。	A A A	A A A
	財務状況	団体の財務状況は、業務の継続が可能な状態である。	A	A
	《 総括 》	「業務の実施体制」に関する評価 【標準18項目/本施設18項目】	A	A
②サービスの質の評価	施設管理	協定書に従い、開館日、閉館時間等を遵守している。 事故防止及び安全確保のために必要な対策を講じている。	A A	A A
	利用者対応	利用許可、案内等を迅速かつ適切に行っている。 利用者に対して設備、備品等を適切に提供している。 言葉使い、態度、服装等接遇が適切である。	A A A	A A A
	事業運営	事業計画に即し、受託事業を実施している。 施設の目的に添った自主事業を実施している。 事業内容がサービス水準の向上に寄与している。	A A A	A A A
	維持管理	仕様書等に従い、清掃、警備、衛生管理を適切に行っている。 仕様書等に従い、施設や設備の保守管理を行っている。 備品台帳に基づき、備品を適切に管理している。 協定書等に従い、適切に修繕を行っている。	A A A A	A A A A
	環境配慮	省エネルギー、省資源等環境への配慮がなされている。	A	A
	広報活動	事業の開催案内、ホームページの管理等を適切に行っている。	A	A
	苦情等対応	要望、苦情等に対して迅速かつ適切に対応している。 要望、苦情等を整理し、遅滞なく市に報告している。	A A	A A
	利用者アンケート等	利用者アンケート調査等を実施し、その結果が妥当である。	A	A
	利用状況	利用者数、稼働率等は、目標に対し妥当な水準である。	B	B
	《 総括 》	「業務の内容・水準」に関する評価 【標準18項目/本施設18項目】	A	A
③安定性	経理事務	専用の口座、帳簿等を備え適切に経理事務を行っている。	A	A
	予算執行	収支予算書の範囲内で適正に予算を執行している。	A	A
	経費縮減	経費が縮減され、又は縮減に向けた努力を行っている。	A	A
	収支状況	収支予算書と比較して、収支状況は妥当である。	B	B
《 総括 》	「経費の収支等」に関する評価 【標準4項目/本施設4項目】	A	A	
指定管理者所見 (成果、課題、今後の改善点等)	<p>本年も、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置などが、年間で211日間も発令された(施設臨時休館:4月25日～5月11日)。そのような中でも、万全の感染対策を施しながら、事業を開催することができた。昨年度と比較し、利用件数・稼働率・事業参加者数・展示室来館者数とも増加したが、回復するまでには至っていない。</p> <p>開館10周年記念として、「ノスタルジックコンサート」、「スペシャルイベント タカラヅカトーク&ライブ」などを華やかに開催。また、小・中学生を対象にロゴマークのデザインを募集。完成したロゴは、3月に開催されたたからんまつりで披露した。</p> <p>このほか、「宝塚ほうさい劇場withびつくり箱」では、地元自治会、消防署との協働に加えて、プロの実演団体とも連携を図ったり、「イベントを創ろう」講座では、インターネットを使ったイベントづくりをテーマに開催し、市民にイベントのノウハウを提供している。</p> <p>また本年も、文化創造館周辺の賑わいづくりに取り組み、宝塚市との相互連携を図った。</p> <p>手塚治虫記念館、文化芸術センターとともに「3館おさんぽラリー」を実施。今後も、文化芸術拠点連携促進協議会を通して、情報交換、意見交換を行ったうえで、さらなる連携ができるよう取り組みたい。</p>			
施設所管課所見 (成果、課題、今後の改善点等)	<p>新型コロナウイルス感染拡大の影響が続く中で、文化創造館においても施設の臨時休館や営業時間短縮を余儀なくされましたが、バレエ教室・日舞教室の練習利用の回復に努められるとともに、講堂ホールでの練習利用「マイルストーンタイム」を開始するなど利用促進に努められ、その結果昨年度の利用件数、稼働率を大きく上回りました。コロナ禍以前の実績には及ばないものの、着実に利用回復に向かっていくと評価します。</p> <p>また、感染症対策を実施した上で昨年度よりも多くの主催事業を実施できたほか、ライブ配信により事業参加者数の増加にも繋がりました。</p> <p>すみれミュージアムを含め施設の利用促進に引き続き取り組んでいただくとともに、文化芸術センター、手塚治虫記念館との連携の充実により、エリア一帯で宝塚文化の創造・発信を図られることを期待します。</p>			
前年評価	A	総合評価	A	

※評価区分

評価基準:	S	= 協定書等の水準を大きく上回っており、優良である。
	A	= 協定書等の水準を満たしており、良好である。
	B	= 協定書等の水準を満たしているが、一部改善が望ましい。
	C	= 協定書等の水準を満たしておらず、改善が必要である。
《総括》:	S	= 評価基準が全てA以上であり、かつSが過半数である。
	A	= 評価基準のうちBが3割未満で、Cがない。
	B	= S、A、C以外
	C	= 評価基準にCが1つでも含まれる。
総合評価:	S	= 自己評価、所管評価の《総括》にB・Cが含まれず、かつSが過半数である。
	A	= 自己評価、所管評価の《総括》にCが含まれず、Bが2つ以下である。
	B	= S、A、C以外
	C	= 自己評価、所管評価の《総括》にCが2つ以上含まれる。